

株 主 各 位

北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

株 式 会 社 マ ツ モ ト

代表取締役社長 松 本 敬三郎

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月25日(火曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年7月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号
 松柏園ホテル
 (末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
 報告事項 第29期(平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)
 事業報告および計算書類報告の件
 決議事項
 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 株式併合の件
 第3号議案 定款一部変更の件
 第4号議案 取締役1名選任の件
 第5号議案 監査役1名選任の件
 第6号議案 退任監査役に対し弔慰金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.matsumoto-inc.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。

(添付書類…当社は連結対象会社がないため連結関係書類は作成しておりません。)

事業報告

(平成28年5月1日から
平成29年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に弱さが見られましたが、好調な輸出に支えられるとともに、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな景気回復基調が続きました。

また、印刷関連につきましては、平成28年度の紙の国内出荷量が9年前のピーク時から約3割減少したことが示すとおり、電子機器の普及で「紙離れ」が深刻となり、業界の低迷が明らかとなっていました。さらに学校アルバム市場に大きく影響を及ぼす少子化問題は、「日本の将来推計人口」や「人口動態統計」などの統計資料が出るたびに若年層の減少の進行が目立っていました。

このような状況におきまして、当期の業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、前期2,747百万円に対し、2.3%増の2,811百万円と増収にはなりましたが、この売上増加額63百万円のうちその大半が現在の売上規模では利益貢献度の低い写真プリント販売でありましたことや、期末近くでの新工場における生産システムの立ち上げに伴う諸費用の増加等がありましたので、損益改善はいたしたものの、黒字化は達成できず、損益につきましては、営業損失27百万円(前期比33百万円損失減)、経常損失10百万円(前期比40百万円損失減)となりました。なお、繰延税金資産の計上により当期純利益14百万円(前期は58百万円の損失)となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

[学校アルバム部門]

学校アルバム部門につきましては、少子化による市場規模の縮小、単価下落が続いており、作業量は前期をやや上回りましたが、売上高は前期比0.1%減の2,089百万円となりました。

[一般商業印刷部門]

一般商業印刷部門につきましては、印刷物の需要減退が続くなかで、販売拡大につとめ、インターネットを介した印刷プリント販売および従来型の一般商業印刷も売上を伸ばし、売上高は、前期比10.1%増の721百万円をなりました。なお、この売上高はインターネット関連事業も含んでおります。

(2) 資金調達の状況

当期において必要な資金は、すべて自己資金より充当いたしました。

(3) 設備投資の状況

当期は、新しく建設いたしました高浜工場の建物や製本機械等 681 百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産および損益状況の推移

区 分	第26期 (平成25年度)	第27期 (平成26年度)	第28期 (平成27年度)	第29期(当期) (平成28年度)
売 上 高(百万円)	2,796	2,736	2,747	2,811
経 常 利 益(百万円)	72	16	△50	△10
当期純利益(百万円)	71	42	△58	14
1株当たりの当期純利益	19円05銭	11円38銭	△15円45銭	3円73銭
総 資 産(百万円)	4,629	4,625	4,604	4,735
純 資 産(百万円)	3,606	3,675	3,554	3,549

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、情報メディア電子化の進展を受け様々な分野でペーパーレスが拡がり、印刷業界を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されます。当社といたしましては、今までの学校アルバム、一般商業印刷、インターネット関連事業に加え、新工場における生産システムであります印刷製本自動化ラインを軌道に乗せ、生産効率化により競争力を高め、市場を開拓し、業績の向上を目指してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としており、その製品は次のとおりであります。

学校アルバム……幼・小・中・高・専・大学ならびに各種学校等向け卒業アルバム、記念アルバム、記念誌等他

一般商業印刷……ポスター、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、カレンダー他

インターネット関連事業……デジタル写真アルバム（Kぴい・メモリオ）
自費出版（ホンニナル出版）
印刷通信販売（プリエイト）
写真プリント販売（ギガフォトレージ）

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況

①営業所および工場

本社 北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

名 称	所 在 地
営業所	
東京営業所	東京都新宿区
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市博多区
デザインセンター	北九州市門司区
工 場	
松原工場（印刷・製本）	北九州市門司区
猿喰工場（製版・印刷）	北九州市門司区
社ノ木工場（製本・オンディマンド印刷）	北九州市門司区
高浜工場（オンディマンド印刷・製本）	北九州市小倉北区

②従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
213 名	△ 9 名	40.3 才	16.5 年

（注）上記従業員の外に、期中平均 113 名のパートタイマーがおります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,889,000 株
 (2) 発行済株式の総数 3,813,000 株
 (うち自己株式 37,969 株)
 (3) 株主数 617 名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
松 本 敬 三 郎	588,000	15.58
松 本 政 敬	328,000	8.69
穂 田 誉 輝	190,000	5.03
松 本 久 美 子	162,000	4.29
梅 津 武	150,000	3.97
株 式 会 社 大 分 銀 行	144,000	3.81
松 本 大 輝	128,000	3.39
山 下 敬 弘	127,000	3.36
松 本 敬 孝	114,000	3.02
マ ッ モ ト 社 員 持 株 会	98,593	2.61

(注) 持株比率は、自己株式 (37,969 株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	松本 政敬	営業本部長 総務部長 公認会計士
代表取締役社長	松本敬三郎	
常務取締役	松本 大輝	
取締役	梅津 武	
取締役	杉本 佳彦	
常勤監査役	富樫 督司	株式会社安井組会長 税理士
監査役	安井 玄治	
監査役	原永 茂	

- (注) 1. 取締役杉本佳彦氏は、社外取締役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役安井玄治氏および原永茂氏は、社外監査役であり、監査役原永茂氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は取締役杉本佳彦氏、監査役安井玄治氏および監査役原永茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と株式会社安井組とは建築工事等の取引があります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

監査役赤松弘美氏は、平成 29 年 1 月 20 日にご逝去されました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役	5 名	85,840 千円
監査役	4 名	10,237 千円
計 (うち社外役員)	9 名 (4 名)	96,077 千円 (4,407 千円)

- (注) 上記の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した 9,827 千円を含んでおり、このうち 9,040 千円が取締役分であり、787 千円が監査役分であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	杉本 佳彦	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち9回に出席し、主に公認会計士として財務・会計ならびに経営管理に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
監査役	安井 玄治	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち8回におよび当期に開催された監査役会8回のうち7回に出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と豊富な経験から意見を述べ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に關して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	原永 茂	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち11回におよび当期に開催された監査役会8回の全てに出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に關して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	赤松 弘美	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち6回におよび当期に開催された監査役会8回のうち5回に出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に關して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。 なお、赤松弘美氏は平成29年1月20日にご逝去されました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 16,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分にかかる事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①処分の対象

- ・新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分の理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保

するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。
- ② 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的に実施することにより、コンプライアンス意識を高める。
- ③ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程を定め危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
 - ② 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。
- (5) 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制
前記「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制
 - ① 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行

為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。

- ② 監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
 - ③ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - ② 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
 - ③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
 - ④ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの適切な整備および運用を行い、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化、内部監査体制の充実に取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンス体制
社長がコンプライアンス責任者となり、取締役および使用人に対し継続して定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透および高揚に努めました。
- (2) リスク管理体制
社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、事業および業務に係るリスクの抽出ならびに対応策が報告、協議されております。
また適宜は正改善を行い、必要に応じて再発防止の取組みを実施してまいりました。
- (3) 内部監査体制
当社の内部監査は経営管理部が担当し、監査役ならびに会計監査人とも連携をはかり有効な内部監査を行ってまいりました。

(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,888,732	流動負債	663,992
現金及び預金	1,439,393	買掛金	326,803
受取手形	28,794	未払金	91,483
売掛金	287,464	未払費用	45,464
商品及び製品	2,668	未払法人税等	16,521
仕掛品	58,872	未払消費税等	53,600
原材料及び貯蔵品	33,558	賞与引当金	77,000
前払費用	8,993	その他の流動負債	53,118
繰延税金資産	30,044		
その他の流動資産	2,442	固定負債	521,731
貸倒引当金	△ 3,500	長期預り敷金	30,140
		長期預り保証金	112,000
固定資産	2,846,713	退職給付引当金	132,656
有形固定資産	2,363,765	役員退職慰労引当金	225,229
建物	688,137	資産除去債務	20,543
構築物	23,502	繰延税金負債	1,162
機械及び装置	710,421		
車両及び運搬具	1,247	負債合計	1,185,723
工具器具及び備品	10,187		
土地	929,190	株主資本	3,493,014
建設仮勘定	1,080	資本金	929,890
無形固定資産	65,840	資本剰余金	1,691,419
ソフトウェア	60,487	資本準備金	1,691,419
電話加入権	2,453	利益剰余金	888,793
施設利用権	2,900	利益準備金	77,000
投資その他の資産	417,106	その他利益剰余金	811,793
投資有価証券	236,932	別途積立金	700,000
破産更生債権等	22,273	繰越利益剰余金	111,793
敷金	76,607	自己株式	△ 17,089
保証金	157	評価・換算差額等	56,708
保険積立金	105,535	その他有価証券評価差額金	56,708
貸倒引当金	△ 24,400		
資産合計	4,735,446	純資産合計	3,549,722
		負債及び純資産合計	4,735,446

損 益 計 算 書

(平成28年 5 月 1 日から
平成29年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,811,136
売 上 原 価		2,309,082
売 上 総 利 益		502,053
販売費及び一般管理費		529,996
営 業 損 失		27,942
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	673	
受 取 配 当 金	5,431	
不 動 産 賃 貸 収 入	11,280	
雑 収 入	4,355	21,740
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価		4,332
経 常 損 失		10,534
特 別 利 益		
投資有価証券売却益		20,090
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	19,204	
固 定 資 産 除 却 損	1,128	20,333
税 引 前 当 期 純 損 失		10,777
法人税、住民税及び事業税	5,557	
法 人 税 等 調 整 額	△ 30,409	△ 24,851
当 期 純 利 益		14,074

株主資本等変動計算書

(平成28年5月1日から
平成29年4月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自 己 式 株 主 本 計 資 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	800,000	35,482	912,482	△16,697	3,517,094
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△37,763	△37,763		△37,763
自己株式の取得								△391	△391
当期純利益						14,074	14,074		14,074
別途積立金の取崩					△100,000	100,000	－		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△100,000	76,310	△23,689	△391	△24,080
当期末残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	700,000	111,793	888,793	△17,089	3,493,014

(単位:千円)

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換 算 差額等 合 計	
当期首残高	37,346	37,346	3,554,441
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△37,763
自己株式の取得			△391
当期純利益			14,074
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	19,361	19,361	19,361
事業年度中の変動額合計	19,361	19,361	△4,719
当期末残高	56,708	56,708	3,549,722

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品……総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産)については、3年間で均等償却。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：18年～45年、機械及び装置：10年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,199,250 千円

2. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

建物	175,917 千円
土地	339,376 千円
合計	515,294 千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	3,813,000 株	一株	一株	3,813,000 株	—
合 計	3,813,000 株	一株	一株	3,813,000 株	—
自己株式 普通株式	36,626 株	1,343 株	一株	37,969 株	—
合 計	36,626 株	1,343 株	一株	37,969 株	—

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求による買受によるものであります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年7月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	37,763千円	10円	平成28年 4月30日	平成28年 7月28日

3. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種 類	配当の原資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効 力 発生日
平成29年7月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	37,750千円	10円	平成29年 4月30日	平成29年 7月27日

(注) 平成 29 年 7 月 26 日開催予定の定時株主総会において決議を予定しております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。
余剰資金の運用は、定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産にて行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごと時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 4 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません ((注) 2. 参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,439,393	1,439,393	—
(2) 売掛金	287,464		
貸倒引当金 (※1)	△3,239		
差 引	284,224	284,224	—
(3) 投資有価証券	234,932	234,932	—
資 産 計	1,958,550	1,958,550	—
(1) 買掛金	326,803	326,803	—
(2) 未払法人税等	16,521	16,521	—
負 債 計	343,325	343,325	—

(※ 1) 売掛金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産	算 定 方 法
(1) 現金及び預金 (2) 売掛金	短期間で決済され、帳簿価額とはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
(3) 投資有価証券	株式等は取引所の価格を時価としております。
負 債	算 定 方 法
(1) 買掛金 (2) 未払法人税等	短期間で決済され、帳簿価額とはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2. 非上場株式（貸借対照表計上額 2,000 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北九州市内において、当社所有の建物の一部について賃貸しており、また、事業の用に供していない不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
454,899千円	435,744千円

(注) 当事業年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等否認	2,102 千円
賞与引当金等損金算入否認	27,022 千円
投資有価証券評価損否認	42,733 千円
退職給付引当金損金算入否認	40,347 千円
役員退職慰労引当金損金算入否認	68,492 千円
会員権評価損否認	121 千円
保険積立金評価損否認	16,723 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	7,845 千円
資産除去債務等	7,411 千円
繰延税金資産小計	212,801 千円
評価性引当金	△ 182,756 千円
繰延税金資産合計	30,044 千円

繰延税金負債

資産除去債務等	△ 729 千円
その他有価証券評価差額金	△ 432 千円
繰延税金負債合計	△ 1,162 千円
繰延税金資産の純額	28,882 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者 が議決権の 過半数を所有している 会社等	(株)安井組	(被所有) 直接0.2%	建築工事等 の取引	建築工事等 の取引	128	未払金	69
	エフアンドエス(株)	(被所有) 直接0.0%	学校アルバム 等の販売の 仲介	学校アルバム 等の販売の 仲介	9,633	売掛金	1,331

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 建築工事等の取引については、市場実勢を勘案し、当社が価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
2. 学校アルバム等の販売の仲介の取引については、市場実勢を勘案し、他社取引実績と比較考量、価格交渉の上、決定しております。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 940 円 32 銭
2. 1株当たり当期純利益 3 円 73 銭

X 重要な後発事象に関する注記

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成 29 年 6 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 7 月 26 日開催予定の第 29 回定時株主総会に、単元株式数の変更及び株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を 100 株に統一することを目指しています。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重して当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更し、併せて中長期的な株価変動を勘案しつつ、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準に調整することを目的に株式併合を実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 11 月 1 日をもって、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更します。

(3) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・割合

平成 29 年 11 月 1 日をもって、平成 29 年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合します。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 4 月 30 日現在)	3,813,000 株
株式併合により減少する株式数	3,431,700 株
株式併合後の発行済株式総数	381,300 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 235 条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配します。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年 6 月 9 日
株主総会決議日	平成29年 7 月26日
単元株式数の変更及び株式併合	平成29年11月 1 日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1. 1株当たり純資産額	9,403 円 16 銭
2. 1株当たり当期純利益	37 円 28 銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月28日

株式会社マツモト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢治 博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 洪田 博之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内

部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの第 29 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を

受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 6 月29日

株式会社 マツモト
監査役（常勤）
社外監査役
社外監査役

監査役会
富樫 督司 ㊞
安井 玄治 ㊞
原永 茂 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

第 29 期期末配当につきましては、当期の業績および財産の状況ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 10 円 総額 37,750,310 円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 29 年 7 月 27 日

第 2 号議案

株式併合の件

1. 株式併合をする理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指した取り組みを進めています。当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、この趣旨を尊重いたします。これにより、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1 単元株式数当たりの金額）の水準（5 万円以上 50 万円未満）および中長期的な株価の変動等も勘案し、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を実施いたします。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10 株を 1 株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して端数の割合に応じ配分いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成 29 年 11 月 1 日

(3) 発行可能株式総数

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数は、1,288,900 株とします。

(4) その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式の併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額が 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆様が保有の当社株式の資産価値に変更はありません。

第 3 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第 2 号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第 5 条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、株式の売買単位を 100 株とするため、現行定款第 7 条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものがあります。
- (2) 上記 (1) の変更の効力は、第 2 号議案の株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする附則を設けるものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12,889,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,288,900</u> 株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	附 則 本定款第 5 条及び 7 条の変更は、当 社第 29 回定時株主総会の第 2 号議案に 係る株式併合の効力発生日をもってそ の効力を生ずるものとする。なお、本 附則は株式併合の効力発生日経過後、 これを削除する。

第4号議案

取締役1名選任の件

取締役杉本佳彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
すぎもと よしひこ 杉本 佳彦 (昭和39年12月26日生)	平成元年10月 太田昭和監査法人 (現：新日本有限責任監査法人) 入所 平成5年8月 公認会計士登録 (現任) 平成26年8月 杉本公認会計士事務所開設 平成27年7月 当社取締役 (現任)	－株

- (注) 1. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本佳彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉本佳彦氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験や専門知識等を当社の経営に反映していただくためであり、本総会終結の時をもって、杉本佳彦氏の当社社外取締役就任の期間は2年となります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
4. 当社は取締役候補者を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

第 5 号議案

監査役 1 名選任の件

監査役原永茂氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。監査役の候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
はらなが しげる 原永 茂 (昭和9年10月9日生)	昭和29年 4 月 熊本国税局入局 平成 4 年 7 月 筑紫税務署長 平成 5 年 8 月 税理士登録 (現任) 平成 8 年 7 月 当社監査役 (現任)	一 株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 原永茂氏は社外監査役候補者であります。
 3. 原永茂氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、本総会終結の時をもって、原永茂氏の当社社外監査役就任の期間は 21 年となります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
 4. 当社は監査役候補者を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

第 6 号議案

退任監査役に対し弔慰金贈呈の件

平成 29 年 1 月 20 日にご逝去されました故監査役赤松弘美氏に
 対し、在任中の功労に報いるため、弔慰金を当社の定める基準に
 従い、相当額の範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は監査役の協
 議にご一任願いたいと存じます。

なお、退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あかまつ ひろみ 赤松 弘美	平成 9 年 7 月 当社監査役就任 平成29年 1 月 逝去

以 上

MEMO

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

定時株主総会会場ご案内図

会場：北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号

松柏園ホテル

TEL (093) 511-2228

